

# 中華民國憲法の制定と地方制度

味 岡 徹

## **Enactment of the Constitution of the Republic of China and the local administration system**

---

In 1912, immediately after its birth, the Republic of China (ROC) enacted the 'Provisional Constitution of the Republic of China', and the following year it commenced 'Constitutional Rule' through the Parliament, consisting of House of Representative and Senate. As the Provisional Constitution was temporary, a formal constitution would have to be endorsed to validate the Constitutional Rule. The ensuing political events, however, frustrated the process and it was not until 1946 that the ROC Constitution was ratified and enforced.

Studies on ROC's Constitution and Constitutional Rule have largely focused on issues concerning human rights, separation of authoritative powers and political participation of the populace. The last problem, the political participation of the populace, has mainly been approached in regards to the people's actual participation in national government and few studies have paid attention to local governmental systems concerning provincial autonomy. However, in a country as large as China which consists of over twenty provinces, local administrative units are considered sizeable social entities, and how to rule them is a matter of significant political concern. Further, what needs to also be contemplated is the guaranteed participation by the people in local government as a basic human right.

This paper examines the ways in which the local government system, and people's participation in it, was handled through the process of deliberation and enactment of the Constitution and its equivalent laws in the ROC. It then considers some characteristics of the ROC's Constitutional Rule.

## はじめに

中華民国は1912年に誕生するとすぐに「中華民国臨時約法」を制定し、翌年に北京に国会を組織して憲政を開始した。臨時約法は臨時の憲法であり、憲政を完成させるためには正式の憲法を制定する必要があった。しかしその後の政治変動は正式な憲法の制定を妨げ、実際に施行される憲法が制定されたのは1946年であった。大陸での中華民国（1912-1949）の38年間は、憲政の面ではほぼ正式憲法の制定のために費やされたと言える。

中華民国の憲法および憲政については、これまで主に自由権などの人権保障<sup>1)</sup>、権力の分立<sup>2)</sup>、そして国民の政治参加の制度の3つの面から研究が行われてきた。3番目の国民の政治参加の制度については、国政への参加の制度が重視され、地方自治を中心とする地方制度に関心を寄せるものはそれほど多くない<sup>3)</sup>。

しかし大国中国においては、地方をどのように統治するかは政治上の重要問題であった。とくに全国に20あまりある省は大きな社会単位であり、省を誰がどのように治めるのかは省の住民の重大な関心事であった。省の下には県があった。省の住民の省・県政治への参加は、国民が保障されるべき人権の一部としても重要であった。

小論は、中華民国における憲法あるいはこれに代わる基本法の審議、制定の過程において、国民が地方政治に参加する制度としての地方制度がどのように取り扱われたかを、とくに省制度について検討し、その面から中華民国の憲政の特徴を考えようとするものである。

## 1 中華民国初期の制憲と地方制度

### (1) 地方制度を欠いた臨時約法と天壇憲法草案

清朝は20世紀初頭に立憲制の導入を決意し、1906年に立憲準備の上諭を

下した。その後立憲化の一環として地方自治の導入がめざされ、1909年1月に「城鎮郷地方自治章程」が、また10年2月に「府庁州県地方自治章程」が公布されて、県以下の行政への住民の参加が始まった。県レベルでは多くの県で議事会、参事会が成立した。

省レベルでは1909年10月、各省に省長官の諮問機関である諮議局が設置された。各省の諮議局は成立後まもなく連合して清朝に国会の早期開設を求める運動を行った。諮議局は、1910年に清朝が中国最初の議会的機関である資政院を開設すると、その議員の半数の選出母体として国政にも関与することになった。

1912年に中華民国が成立すると、県の議事会、参事会はそのまま存続した。諮議局は臨時省議会に改組された。同年に「省議會議員選挙法」が公布され、選挙を経て、13年に各省省議会が召集された。省議会は国会の参議院議員の選出母体となった。

1912年1月、革命側の諸省は代表を派遣して臨時参議院を組織した。臨時参議院は同年3月、中華民国最初の基本法である「中華民国臨時約法」56条を制定した。同約法によって三権分立の共和政治が始まることになった。しかし臨時の基本法として短期間に制定された臨時約法は地方制度を欠いていた。

その後政権は革命派の孫文から清朝の高官であった袁世凱の手に渡り、革命派を中心とする国民党は国会選挙で第一党となりながら野党となった。衆参両院合わせて800名あまりの議員からなる国会は憲法制定権を持ち、憲法起草委員会を組織して、1913年10月に113条の「憲法草案」、いわゆる「天壇憲法草案」を起草した。起草の過程で地方制度を加えるべきだという意見はあったが、草案に加えられることはなかった<sup>4)</sup>。その1つの理由は、国会が袁世凱によって解散される恐れがあり、起草委員会の議員が草案の完成を急いだためと言われる<sup>5)</sup>。袁世凱は中央集権主義者であり、国会が省自治を認める地方制度を定めようとするれば、さらに強い干渉を行ったであろう。

その後14年1月に国会は解散され、制憲は中止された。翌2月初旬に県議事会などの県以下の自治組織が、また同月下旬に各省省議会議がいずれも解散された<sup>6)</sup>。

ところで1913年2月から11月にかけて、国会の憲法草案起草に合わせて、各政党や法学者が多く憲法案を公表した。現在見ることのできる12件<sup>7)</sup>についてみると、5件は地方制度を欠いており、5件は地方制度あるいは自治範囲を法律で定めると述べるにとどまっている。

残る2件のみが地方の権限を論じている。そのうちの李超の憲法案は、全国を100道に分けて各道に議会を置くこと、また道議会が道長の候補者3名を出し、大総統がそのうちの1名を選任することを述べている<sup>8)</sup>。また王寵惠の憲法案は、省に一定の立法権を与えること、省長は省議会が選挙することを定めており<sup>9)</sup>、省自治を認めている。

これら民間の憲法草案は、全体としては地方制度あるいは省自治を憲法に規定することに消極的であり、それが天壇憲法草案に反映されたと見ることもできる。

袁世凱は国会解散後に「約法会議」を設置し、「臨時約法」に代わる68条の「中華民國約法」いわゆる「新約法」を制定させて、14年5月にこれを公布した。新約法も地方制度を規定していなかった。

## (2)1916-17年の制憲審議と地方制度

1916年6月に袁世凱が急死すると、袁世凱の部下であった安徽派の段祺瑞が國務総理として政権を引き継いだ。大総統には前副総統の黎元洪が就任した。同年8月、国会が回復された。10月には参議院議員の選出母体である省議会議が回復された。しかし県議事会は、江蘇省などで旧県議事會議員らが回復を求める運動を起こしたが、回復されなかった<sup>10)</sup>。

16年9月から天壇憲法草案の審議が始まった。草案審議における争点の1つは、「天壇憲法草案」にない地方制度、具体的には省長民選などの省自治制度を憲法に組み入れるかどうかであった<sup>11)</sup>。この提案は、旧国民党

系の憲法商榷会から出され、政府与党の憲法研究会は地方制度の憲法組み入れに反対した。組み入れ賛成派は半数を超えていたが、議決に必要な3分の2には達していなかった。同年12月8日にはこの問題をめぐって国会で議員同士の暴力事件が起きた。

同年末にいたり、中立的政団が主導して地方制度草案を一章16条にまとめた。その内容は、①省長は大総統が任命するとし、②省議会を設置して、省の単行条例の議決権、省の予算、決算の議決権を持たせ、また③省議会に省長を弾劾して中央政府の國務會議に訴える権利を与えるものであった<sup>12)</sup>。このうち②、③は1913年に制定された「省議会暫行法」を踏襲したものであったが、憲法に規定されることの意味は大きく、また国会の審議の過程で省の権利が拡大する可能性もあった。

1917年1月7日、中立的政団は會議を開き、憲法討論会の孫潤宇らが益友社の呉景濂ら、および憲法研究会の藍公武と連絡を取って、地方制度案16条への両党の原則的承認を取り付けた<sup>13)</sup>。1月10日の国会憲法審議會はこの16条について、条文の討議は二読会（逐条の討論と議決）に回し、憲法に盛り込むことのみを、出席議員460名中446名の賛成を得て決定した<sup>14)</sup>。16条は、同年4月25日に憲法會議二読会にかけられた。しかし第1条が原案もその修正案も承認されず、16条すべてを再度憲法審議會にかけることになった<sup>15)</sup>。

当時、中国の政界はイギリス、日本などの求めに応じて第一次大戦に協商国側に立って参戦すなわち対独宣戦をするかどうかで揺れていた。國務院総理の段祺瑞と与党の憲法研究会などは参戦の意向を持っていたが、大総統の黎元洪と旧国民党系の益友社、民友社などは参戦が段祺瑞らの勢力拡大を促すことを警戒して、反対していた。

段祺瑞や省の軍政長官である督軍のグループを後ろ盾とする憲法研究会は省自治には反対であった。憲法研究会の指導者湯化龍は、5月3日に督軍グループとの会合で、同会が「統一集権主義をとり」、「連邦制」に強く反対すると述べた<sup>16)</sup>。

憲法研究会は憲法案が臨時約法同様に立法院優位となっていることにも不満を持っていた。そのため憲法研究会は国会内で憲法の制定に抵抗するようになった。5月中旬、憲法研究会は所属の議員に憲法会議への欠席を指示した。5月末からは、衆議院議長湯化龍を始めとする研究会系議員の辞職が相次いだ<sup>17)</sup>。議員の欠席や大量辞職により、憲法会議はしばしば流会となった。憲法審議会における地方制度案の審議も、議員の途中退席などにより停滞した。

他方、吉林督軍孟恩遠ら督軍グループは、5月19日に黎元洪に対し、審議がほとんど進んでいない地方制度以外の憲法草案の3つの点について修正を求める書簡を送った。書簡は修正ができないのであれば国会を解散せよと述べていた。黎は国会を解散せずに、5月23日に総理段祺瑞を罷免した。しかしその結果、黎は段祺瑞、督軍グループから強い政治的、軍事的圧力を受けることになり、6月12日に国会を解散した。これにより制憲は中止された。

国会解散の原因となった制憲問題は省制度だけではなかったが、省制度の比重は軽いものではなかった。1922年8月に国会が回復された時、国会議員の湯漪、丁仏言、呂復は「民国6年（1917年）の国会解散の中心的原因は省制度を憲法に入れることを主張したことだ」と述べた<sup>18)</sup>。

### (3)新国会の憲法草案起草

国会の解散後、督軍グループの中核の1人で長江巡閱使兼安徽督軍の張勳は、1917年7月1日、北京で溥儀の清朝皇帝への再即位いわゆる復辟を行い、翌2日、黎元洪を総統府から追放した。段祺瑞は武力でこの事件を解決し、7月19日に國務総理に復職した。

段祺瑞は、解散された国会を回復したくなかった。そこで復辟により中華民国の法的正統性が一旦途絶えたとする立場をとり、民国元年のやり方に倣って17年11月に臨時参議院を召集した。18年5-6月に西南5省を除く地域で衆参両院の選挙が行われ、8月に第2回の国会が召集されると、

臨時参議院は解散した。第2回の国会は「新国会」あるいは安徽派の政党「安福倶楽部」が金権選挙により多数派を占めたことにより「安福国会」と呼ばれた。

1918年11月、新国会は天壇憲法草案を使わず、新規に憲法を起草する方針を立てて、制憲に着手した。翌19年（民国8年）8月、新国会の憲法起草委員会は、101条の「中華民國憲法草案」いわゆる「民八憲草」を議決した。民八憲草は実際には天壇憲法草案をほぼ踏襲したものとなり、同じく地方制度を持たなかった。他方、大総統が1会期に1回限り参議院の同意なしに衆議院を解散できるなど、立法府と行政府の権力バランスを改善する規定が盛り込まれた<sup>19)</sup>。

しかし北京政府部内で安徽派と反安徽派の対立が激化し、反安徽派は新国会の制憲に反対するようになった。このため民八憲草は国会の審議にかけられず、草案のままに終わった。翌20年7月の直皖戦争で安徽派が敗北し、政権が直隸派・奉天派の手に移ると、安福倶楽部は8月に解散を命じられ、新国会も自主閉会した。

#### (4) 広州旧国会の制憲

1917年7月、段祺瑞が政権を掌握すると、孫文は広州へ行き、広州での国会の再開を呼びかけた。これに応じて120余名の国会議員が広州へ向かい、8月25日に「非常会議」を開いた。同会議は定足数に足りず、正式な国会ではなかったが、議員たちは一定の正統性を持つと考えた。この広州「非常国会」は9月に孫文を国家元首である「中華民國軍政府大元帥」に選んだ。「非常国会」は翌18年9月に約350人の議員を除名し、1912-13年の選挙時の次点者などから議員を補充して「正式国会」を宣言した。この広州国会は北京の新国会に対して旧国会と呼ばれた。

旧国会は、同月から制憲を開始し、地方制度の起草を終えたが、19年2月に南北両政府の和平会議が開かれると、審議は中断した。5月に和平会議が決裂すると、11月に憲法会議が再開された。しかし12月に「地方制度」



の審議が始まると、意見の激しい対立が起きた。広州を支配する広西派の軍人勢力とその影響下の政学会系議員は、地方制度案の省長民選規定に反対して、20年1月8日から憲法会議を欠席し、会議の成立を阻んだ<sup>20)</sup>。広西派は他方で、20年1月から国会経費の支払いをほとんど停止し、自派の議員には別に歳費を渡した<sup>21)</sup>。こうしたことのため同月24日に憲法会議は停会となり<sup>22)</sup>、制憲は中止された。

広西派は当時北京政府と和平交渉を進めており、旧国会を解散することも考えていたと言われる<sup>23)</sup>。広西派は旧国会の制憲を望んでいなかったのかも知れない。

旧国会は、1920年秋に陳炯明が広西派を追い払って広州を占領すると、21年1月に再度広州で非常国会を開き、同年春に孫文を非常大總統に選んで「中華民國政府」を発足させた。しかし議員数は200名あまりに激減しており、制憲を進めることは不可能だった。

## 2 連省自治運動と1923年憲法

### (1)1910年代後半の連邦論

連邦制が中国の政体の候補になるという考えは清末からあった。たとえば1901年、梁啓超は、ルソーの「聯邦民主之制」が将来世界に広がることは疑いないとして、それが「民間に自治の意識が盛んな」中国で実現すれば、「世界の手本」（原文：万国師）となると述べた<sup>24)</sup>。孫文も武昌蜂起発生から間もない1911年11月、パリで同地の新聞記者に対し、中国は「政治的には中央集権に全然適しておらず、北アメリカの連邦制度を使うのが最もよい」と語った<sup>25)</sup>。ただこうした連邦論は将来像の1つとしての連邦論であった。

しかし中華民國成立後の1910年代半ばに北京政府と南方諸省の対立が激しくなると、現実の国内の対立あるいは分裂を緩和しようとする、あるいは地方分権を進めながら緩やかに国家的統一を図ろうとする連邦論が出現

した。

1915年12月、袁世凱の帝制実施に反対する護国戦争が雲南省から起きた。この時護国軍政府が発した檄文では「連邦制度と省長民選の採用」が政策とされた<sup>26)</sup>。

北京政府側と旧国会を擁する広州軍政府側の断続的内戦が始まっていた1918年1月、憲法研究会系の政治家熊希齡は、中国の統一のために各省が代表を派遣して「聯邦會議」を開催し、「聯邦憲法」を制定して「聯邦議會」を召集することを提案した<sup>27)</sup>。北京政府は中央集権を進めようとしたが、地方勢力とくに南方諸省はそれに抵抗して地方的利益を守りたいと考えていた。

## (2) 「国民大会」運動

1920年6月、直隸派の高級軍人である呉佩孚は、直隸派5督軍と張作霖にあてて「国民大会」開催による統一回復を提案した<sup>28)</sup>。翌7月、華北で直皖戦争が起き、直隸派は張作霖の奉天派と連合して安徽派を破った。すると呉佩孚は再度7月末と8月初めに通電を発し、「国民大会」による統一の実現と憲法の制定を提案した。国民大会は、全国各県の農会・工会・商会・教育会の4法定機関から1人ずつ代表を選び、それを省段階で5分の1に選び直して天津か上海で会議を開催するというものであった<sup>29)</sup>。直皖戦争後には、このほかにも湖南省で「全国国民大会」の開催が、また江蘇省で「憲法會議」の開催が提案されるなどした<sup>30)</sup>。

これらの提案は、対立する南北両政府、新旧両国会とは全く別のところで、国民の代表を集めて諸問題を解決しようとする点に新しさがあった。その中で呉佩孚は政治的威信が高かったため、その提案は国民の間に好意的な反響を呼び、上海、北京などで国民大会の開催を旨とする運動が生まれた。しかしこの国民大会運動は直隸派の指導者曹錕と奉天派の張作霖の反対に遭い、呉佩孚が彼らに逆らわなかったため、間もなく下火になった。

### (3)省自治運動と連省自治運動

1920年夏に国民大会運動と入れ替わる形で興隆したのが湖南省など南方地域で起きた省自治運動である。湖南省では、1917年に北京政府軍の攻勢を受けて省長の地位を失った湖南省出身の譚延闓が、20年6月に安徽派袁退の情勢のもとで湖南省の支配権を回復した。

翌7月下旬、譚延闓は通電を發し、「各省人民が地方政府を確立する」という「民主主義」の方法を通じて「根本的な救国」を図る道を提示するとともに、「省長民選」による「湘人治湘」を宣言した<sup>31)</sup>。外省出身の統治者と内戦に苦しめられてきた省民は、外省勢力を排除するこのスローガンに共感した。

同年10月、江蘇督軍の李純が自殺すると、江蘇省に「廢督」運動すなわち督軍を廢止しようという運動が起きた。この運動は具体的には中央政府に後任の督軍を任命しないよう求め、外省出身の軍人による省支配を防ごうとするものであった。

こうした動きが契機となって、中国南部を中心に省自治運動が盛んになった。21年1月までに四川、貴州両省が「自治」を宣言し、他の省でも省憲法の制定を求める運動が起きた。湖南省では省憲法が1922年に公布、施行され<sup>32)</sup>、省民が省長を選んだ。浙江省では1921年に省憲法が公布され、23年に再度3種の省憲法草案が作られた<sup>33)</sup>。広東省では1921年に省憲法草案が完成し<sup>34)</sup>、四川省では23年に省憲法草案が起草され<sup>35)</sup>、福建省では25年に省憲法が公布された<sup>36)</sup>。

省自治を基礎としてさらに中国の連邦化をめざしたのが「連省自治」(聯省自治)運動である<sup>37)</sup>。「連省自治」の呼称は、元革命派で国学者の章太炎(章炳麟)が湖南省と四川省の「自治同盟」を唱えたのに対し、章の友人で参議院議長を務めた国民党の政治家張繼が1920年夏、「連省自治」と呼ぶことを提案したことによるという<sup>38)</sup>。張繼はその後連省自治運動に関わらなくなり、章太炎が連省自治運動を連邦化運動として進めることになった。

章太炎は同年11月1日、「統一と連邦のどちらにも長所短所があるが、中国の現在の情勢は統一による弊害が生じているので、連邦を行うほかはない」と、また「現在は各省が自治を行うとしても、将来は連合すべきである」と述べて、省自治を連邦制の基礎とすることを主張した<sup>39)</sup>。

章にとって省自治とは、「各省人民が自ら省憲法を制定し、文武大官および地方軍には自省民をあて、県知事から省長まですべて人民が直接選挙し、督軍は営長以上の各級将校が集まって推挙する」<sup>40)</sup>のものであった。

章は大総統や首相の権力が大きいことが政争頻発の原因であると考え、それを防止する制度として連邦制を提唱した。その連邦論には2つの特徴があった。1つは、中央政府には勲章の授与や軍人官吏の任命の権利のみを与え、軍政の権限は各省督軍に分け、外交や条約は関係する省の督軍、省長の副署を必要とするという中央政府の権限を徹底して縮小するものである。章はこれを「中央政府を虚置する」と表現した。章によれば、「もし単にドイツ、米国の連邦制と同様にすると、中央政府がなお大きな権力を持つことになり、これを中国で行えば、わざわいが絶えないことになる」のであった<sup>41)</sup>。

もう1つは、連邦化には手順があり、「各省の自治が第一歩、連省自治が第二歩、連省政府が第三歩」だというものである。章によれば、「各省自治がないのに連省自治を行おうとするのは、現実を見ずに幻を追うものであり、連省自治がないのに連省政府を建てようとするのは、優しく出て軽く見られることになる」のだった<sup>42)</sup>。

#### (4)上海国会会議による憲法草案の起草

1922年5月25日から6月18日まで、上海で「中華民国八団体国会会議」が開催された。同会議は、1921年秋から準備され、実業界などの人びとが「真の民意を集めて救国の根本方法を議決し、国民全体に示してともに実行する」(国会会議組織大綱)ことを目指して開いたもの<sup>43)</sup>で、省議会、教育会、商会、農会、銀行公会、律士公会、報界連合会、工会代表の8勢

力が参加した<sup>44)</sup>。

1922年4月、直隸派は第一次奉直戦争に勝利して北京政府を単独で掌握し、5月に旧国会の回復を決定した。これにより南北統一と制憲再開の気運が生まれた。このため八団体国会会議開催の意義は、開催時にはやや小さいものとなっていた。

しかし同会議は山東省農会代表の提案に基づいて、国会の制憲の参考となるよう憲法を起草することを決定した。6月19日、国憲草議委員会が発足した。同委員会は章太炎など7名の専門家を招き、その中でドイツ留学から帰国して間もない法学者の張君勳（1887-1969）に起草を依頼した<sup>45)</sup>。8月15日、草議委員会は甲乙2種の草案が完成したことを北京の国会など各方面に通知した<sup>46)</sup>。

甲乙2種の草案はいずれも連邦制の憲法案で、甲種104条は大総統を戴く内閣制、乙種101条は9名の国政委員会制をとっていた<sup>47)</sup>。張君勳によれば、張は内閣制を主張したが、章太炎はスイスの委員制を主張し、張は先に内閣制の草案を起草した後、章の強い要求を受けて委員制の草案も起草したという<sup>48)</sup>。

草案は兩種とも、第1条で「中華民國は連省共和国である」と連邦型国家であることを謳い、第6条で省に省憲法の制定権と県以下の地方制度制定権を認め、また第7条で省議会の設置と省長民選を規定していた<sup>49)</sup>。

草案完成後の9月10日、国会会議は上海総商会で「国憲草案講演会」を開き、章太炎と張君勳が講演を行った<sup>50)</sup>。

章は、天壇憲法草案が集権を基本としているのに対して、国憲草議委員会の案は連省自治を基本していると述べた。そして「天壇憲法草案には地方制度がなく、ある人はこれに地方制度を加えれば適用できると言うが、これは集権を基本としているものにあとから自治を定めても、四角いほぞを丸いほぞ穴に合わせるようなものでうまくいかないことを分かっているのだ」と指摘した。章はさらに「反対する者は連省は割拠であると言い、またわが国はもともと統一を基本としていて、それをバラバラにして

はいけないと言うが、それは連省制度が権限が明確で、中央と省それぞれがその職分を守って互いに衝突せず、現在の建前は統一でも各省が国税を横領したり勝手に差し止めているのよりずっとよいことを分らないのである」と述べた<sup>51)</sup>。

章は、大總統、副總統の存在が10年来の政治的混乱の原因であるとして、乙種案において「国政委員会制を用い、大總統を用いないことを規定して、混乱の元を取り除く方策とした」と述べた<sup>52)</sup>。ここから章の理想は乙種案に示されていたと分かる。

張君勳は、憲法草案の特徴を、①連邦制、②一院制、③軍人の政治への関与の禁止、④大總統選挙有権者の拡大、⑤経済的平等の追求とまとめた<sup>53)</sup>。

連省自治や連邦制への賛意は章太炎、張君勳らだけのものではなかった。たとえば胡適はこの時期、「中国は単一の国家組織には適さない」、また「今日中央政府に軍閥の制御を期待することは全くできない。軍閥の制御と軍閥の打倒の1つの重要な武器は、地方の権限を拡大することに、また省自治に基づいた連邦制にある」と述べている<sup>54)</sup>。

## (5) 中華民国憲法（1923年憲法）の制定

1922年8月に旧国会が北京で回復された。回復された旧国会は、1917年の解散時の憲法会議を再開した。翌23年10月8日、国会は中国最初の正式憲法である全141条の「中華民国憲法」（1923年憲法）を制定した。同10日、賄選によって大總統となった曹錕は同憲法を公布した。

1923年憲法は、国会が大總統選出権を持つなど、おおむね臨時約法と天壇憲法草案を継承するものであったが、大きな特徴は地方制度の章を定めたことであった。同憲法は、第125条で省が「省自治法」を制定すること、第127条で省議会を設けることと、省民が省政府にあたる「省務院」を構成する5-9名の「省務員」を直接選挙すること、また第128条で県に県議会を置き、県長を民選することを認めた。

23年憲法が省の自治権を認めた地方制度を備えたことは、1916年以來の地方制度を憲法に加える運動の結果であるが、連省自治運動と1922年の八団体国是會議の憲法草案の影響を否定することはできないであろう。

同憲法は第5章「國權」で、①國家が立法して執行する事項、②國家が立法して國家あるいは地方が執行する事項、③省が立法して省あるいは県が執行する事項をそれぞれ列記しているが、この権限区分と列記は國是會議の憲法草案に倣ったものである。張君勸のこの記述方法はアメリカ憲法、カナダ憲法およびワイマール憲法を参考にしたと言われ<sup>55)</sup>、後述する1946年憲法にも使われることになる。

23年憲法は、中華民國最初の正式憲法であったが、施行されることはなかった。それは、曹錕政權が憲法を全國で施行する力を持っていなかったことにもよるが、主要には憲法を施行する意思をほとんど持っていなかったことによる。曹錕政權は地方分権や連省自治には否定的であると言われ<sup>56)</sup>、とくに呉佩孚は「省長民選」と「省憲法」に反対した<sup>57)</sup>。しかし曹錕の最大の望みは国会によって総統に選出されることであり、その国会に憲法の内容のことで干渉するのは気が進まなかったように見える。

## (6)臨時執政府の憲法草案

直隸派政權は翌24年9月に始まった第二次奉直戦争により倒れ、同年11月に段祺瑞を臨時執政とする中華民國臨時政府が発足した。

段祺瑞は、国内諸勢力の融和を実現し、新政權の政体などを協議するために、翌25年2月、各省区の軍政長官、民政長官など100名以上が参加する「善後會議」を召集した<sup>58)</sup>。

善後會議は、国会に代わる機関として「國民代表會議」を召集し、憲法を制定させることを決定して4月に閉幕した。その直後に段祺瑞は国会を廃止した。8月に「國憲起草委員會」が発足して憲法草案の起草に着手した。

25年12月、國憲起草委員會は「中華民國憲法草案」160条を完成させた。同草案は、大總統の公選制を定め、また地方制度を備えていた。地方制度

では、省憲法を認めたが、省長については省民が候補者2名を選出し、そのうちの1名を大総統が省長に任命するという制限付きの省長民選制度を定めていた<sup>59)</sup>。この地方制度の1つの特徴は、第121条で外蒙古とチベットの前後蔵が憲法を制定し、議会を設置することを認めたことである<sup>60)</sup>。同草案の省制度は連省自治運動と23年憲法の影響を受けていた。

憲法は議会にあたる国民代表会議が制定することになっており、25年夏から議員の選挙が始まった。しかし西南諸省は選挙の実施に応じず、また同年秋に江浙地域で戦争が起きるなどしたために、国民代表会議の召集は不可能となった。26年4月には段祺瑞政権が張作霖らに倒され、憲法草案は草案のままに終わった。あとを継いだ張作霖は、議会を設ける意思も、憲法を制定する意思も持たなかった。

1926年夏、蒋介石(1887-1975)が率いる中国国民党は広州から北伐の軍を起こし、28年夏到北京の張作霖政権を倒した。この国民党の全国統一の過程で各省の省議会は廃止され、省自治運動は消滅した。

### 3 中国国民党の訓政と五五憲法草案

#### (1) 訓政の開始と中華民国訓政時期約法の制定

中国国民党は1928年に政権を獲得すると、孫文が1924年に憲政実施の手順を定めた「国民政府建国大綱」に従って、「訓政」と称する憲法と民選議会を設けない一党独裁を開始した。国民党は国民政府を通じて統治を行った。29年6月、国民党は訓政期間が6年で1935年に終了すると宣言した。

しかし国民は国民党が基本法なしに、とくに人権の法的保障なしに訓政を行うことを批判した。批判は国民党内からも出ていた。

1930年秋、国民党内の反蒋介石派は蒋介石派と内戦を戦いつつ、訓政時期の基本法の起草を進め、同年10月に山西省太原で「中華民国約法草案」(太原約法草案)211条を完成させた<sup>61)</sup>。同草案は、人権の保障を重視したが、地方制度では、「憲政開始時期」すなわち訓政から憲政への移行時期



に、省の省憲法制定権と省長民選を認めた。これは「国民政府建国大綱」が、憲政開始時期に、省民が「省長を選挙し、省内の自治の監督を行わせる」ことを規定し（第16条）<sup>62)</sup>、同じく24年の国民党の「第一次全国代表大会宣言」がその「国民党の政綱」で省長民選と省憲法制定を認めているのに依拠したものと思われる。同草案は県に関しては、訓政期間中の県自治に関する具体的規定を持ち、県長民選と県議会の設置を定めていた。

国民党内外からの圧力を受けて、蒋介石らは1931年に「中華民國訓政時期約法」89条を制定、施行した<sup>63)</sup>。訓政時期約法は地方制度という「節」を備えていたが、それは計6条の簡単なもので、省については、建国大綱のみに依拠して、憲政開始時期に省民が省長を選挙できることを定めるにとどまり（第79条）、県自治については自治を準備することを述べるにとどまった（第82条）。

## (2)憲法起草委員会の設置と憲法草案初稿の起草

1931年に日本が瀋陽で柳条湖事件を起こし、これを口実に東北3省を占領すると、国民世論は訓政を早くやめて憲政へ移行することを求めた。このため国民党政権は憲政の準備に着手した。

1933年1月、国民政府の立法院に立法院長孫科（1891-1973）を委員長、法学者の呉経熊と張知本を副委員長とする総勢39名の憲法草案委員会が設置された<sup>64)</sup>。憲法草案委員会は起草の原則を定め、その中で地方制度の原則はおおよそ、①省憲法を制定する必要はない、②省長は民選とするが、県自治が完成するまでは省長は中央が任命する、③省に参議会を設置するが、その組織は法律で定める、④県の制度は孫文が残した著作に従う、というものであった<sup>65)</sup>。孫科は、呉経熊、張知本ら7名の主稿委員の中から呉経熊を指名して最初の案を作成させた。

呉経熊は同年6月に「中華民國憲法草案初稿試擬稿」214条を作成した。同試擬稿は地方制度の章を設け、省については、省内各市県の参議会が選出した代表によって構成される「省民代表会」が、3名の省長候補者を選

び、国民政府がそのうちの1名を省長に任命すると規定していた。これは25年の「中華民国憲法草案」とほぼ同様の制限付き省長民選制度と言えよう。また省憲法の制定は認めず、「省民代表会」が選んだ省参議会に省の単行法規の議決権を与えるにとどまった。

県については、県民が県参議会の参議員を選挙し、また県長を選挙して省長に通知し、国民政府の任命を得るとしており、県参議会に県の単行法規の議決権を与えていた<sup>66)</sup>。

張知本も8月に「憲法草案初稿」171条を立法院に提出した。同初稿は地方制度の節を設け、省については、省内各県人民が選挙した代表によって組織される「省民大会」が省立法院、省監察院の委員、院長を選挙し、省長も選任すると規定していた。また省議会にあたる省立法院は省の単行法規を制定することができる<sup>67)</sup>と規定した。

県については、投票で行われる「県民大会」が県立法院、県監察院の委員、院長を選挙し、また県長を選任すると規定していた。さらに県立法院は県の単行法規を制定することができた<sup>67)</sup>。

憲法草案委員会的主稿委員会は呉経熊の初稿試擬稿を審議、修正して、33年11月に「中華民国憲法草案初稿草案」166条を作成した<sup>68)</sup>。同初稿草案は「地方政制」の章を設けたが、そこには「県、市」のみが入り、省は別に立てられた「省」の章に移った。この処理は、省が地方ではないことを示すためであったが、後述する36年の憲法草案（五五草案）では、省は結局「地方制度」の章に戻るものであり、省制度の扱いに混乱があったと言えよう。

同初稿草案は、「省は中央が直接管轄する行政区域である」（第133条）という表現で省自治の余地をなくした。「省民代表会」制は取り消され、省長は行政院が示した候補者5名中から省参議会が1名を選び、国民政府が任命することになった（第138条<sup>69)</sup>）。中央政府が省長候補を決めるとした点は、憲法草案委員会の起草の原則から少し後退した。これは、のちに1946年憲法の制定に携わる雷震（1897-1979）が指摘するように、主に

は共産党などの地方割拠を警戒したことによろう<sup>70)</sup>。

憲法草案委員会はこの「草案初稿草案」を全体で審議して一部修正し、34年2月に「中華民國憲法草案初稿」160条として完成させた<sup>71)</sup>。同委員会はここで任務を終了した。同年3月、立法院は同初稿を公表した。同初稿は全体として「草案初稿草案」とあまり変わらず、地方制度もほぼ同様であった。

### (3) 中華民國憲法草案（五五憲草）の完成

立法院は、憲法草案委員会が起草した「草案初稿」をその後さらに各方面からの意見を聞いて修正し、1934年6月に「草案初稿審査修正案」188条としてまとめ、7月に公表した<sup>72)</sup>。同修正案は、総統が行政院長と政務委員を任免するのに国民大会の同意を不必要とし（第63条）、立法院の行政院に対する条件付き不信任議決権をなくすなど、総統の権力を強化するものであった。

同修正案は一方で、現役軍人は総統、副総統になれないと定めており（第63条）、蔣介石が総統になるのを困難にしたと言えよう。こうした軍人排除規定は、1922年の国会会議憲法草案と1933年の張知本の憲法草案初稿にも見られた。この規定は後述する再度修正された34年10月の全178条の草案にも引き継がれた。

同修正案の省制度は、①省長を中央政府の任命とし（第109条）、②省参議会の参議員を住民が直接選挙するのではなく、縣市議会が選ぶようにして（第110条）、集権的性格を強めた。全体として1936年の「五五憲草」の祖型ができあがったと言えよう。

立法院はこの初稿審査修正案をさらに修正し、34年10月に「中華民國憲法草案」178条を起草して<sup>73)</sup>、11月に国民政府に提出した。同憲法草案は、1933年の張知本の「憲法草案初稿」以来規定されていた国民大会閉会期間中に「国民大会執行委員会」、「国民大会委員会」などを設置するとした条項を削除したことにより、総統の権力を相対的にさらに強化した。

立法院の178条の憲法草案は、国民政府を経て国民党で審議された。35年10月、国民党中央常務委員会は立法院に対して条文の削減など5項目の修正原則を示した<sup>74)</sup>。立法院は同月中に修正を行い、条文も148条に縮めた<sup>75)</sup>。ただ条文を減らしたことにより、省参議会の職権、選挙方法を明示しないなどの問題も生じた。またこの時総統の軍人排除規定は削除された。

国民党はこの修正案を再度審査し、総統、副総統、国民大会代表の任期を4年から6年に延ばすなどの23項目の審査意見<sup>76)</sup>をつけて、36年4月に立法院に戻した。立法院は審査意見に従って修正を行い、5月1日に草案を完成させた。この「中華民国憲法草案」148条は同5日に公布され、「五五憲草」と呼ばれた。翌37年4月、国民党中央常務委員会の指示により、条文1つを削除する修正が行われた<sup>77)</sup>。

五五憲草の地方制度は、34年7月の「草案初稿審査修正案」および同年10月の177条草案とほとんど変わらなかった。

憲法を制定する国民大会は36年11月の開催が予定されていたが、国民大会代表の選挙の遅れにより延期された。翌37年7月に日中戦争が始まり、国民大会の開催は困難となって、再度延期された。

## 4 日中戦争中の憲法制定準備

### (1) 国民参政会憲政期成会の五五憲草修正案

日中戦争が始まると、国民党政府は国民の政府に対する支持を獲得するために、1938年7月、政府に対する政策提案権と質問権を持つ国民参政会を設置した。国民参政会の参政員は各地方や共産党を含む各党派から提出された候補者名簿から国民党が選任した。国民参政会は国民が選挙で選んだ議会ではなかったが、国民世論をある程度代表していた。

国民参政会は召集された最初の会議で、省、県、市に参議会を設置することを提案した。国民党政権はこれに応じ、38年9月に「省臨時参議会組織条例」、「市臨時参議会組織条例」を公布した。

国民参政会はさらに39年9月の第1届第4次会議で、張君勱、左舜生ら多数の参政員の提案に基づき、「国民大会を開催し憲政を実施する案」を採択した。この決議に基づき、国民参政会内に「国民参政会憲政期成会」が設置された。憲政期成会の目的は、①五五憲草の検討、修正と、②憲政実現の促進であり、会員は張君勱、張瀾、黃炎培、董必武、左舜生、史良、褚輔成など19名であった。

憲政期成会の成立後、重慶、成都、昆明などでは憲政の早期実現と五五憲草の修正を求める運動が高揚し、39年11月には参政員の梁漱溟、黃炎培、沈鈞儒、左舜生らが実質的な政党である「統一建国同志会」を結成した。

40年3月、憲政期成会は五五憲草の修正案を「中華民国憲法草案（五五憲草）修正草案」138条としてまとめ、4月の国民参政会第1届第5次會議に提出して採択を得た<sup>78)</sup>。修正草案は、国民大会に関して、その閉会期間に「国民大会議政会」を設置するとした。これは34年6月の「草案初稿審査修正案」までの諸草案の同様の規定を復活させるものであった。地方制度では、省長は中央政府が任免することを認めたが、省參議會を省議會と改称して権限を拡大した。修正案の基調は、国民の政府に対する監督を強化するものであった。

立法院長孫科はこの修正草案に対して同會議で反論した。孫は、国民大会議政会設置案に対して、国民大会は信任する人物に政府五院を組織させたのだから、「閉会期間に常設機關を設けて総統と五院を監督する必要はないと思われる」と言った。省制度については、建国大綱を根拠に、「自治の単位は県であり」、省は「中央の行政区である」と述べて、省自治を否定し、また「省參議會は諮詢機關であって立法機關ではない」として、省參議會を省議會に格上げすること、単行法規の制定権などを持たせることに反対した<sup>79)</sup>。

たしかに孫文は建国大綱において、前述したように憲政開始時期における省長民選を規定しており、またその時期に「中央と省の権限は均權制度を採り」、「中央集權にも地方分權にも片寄らない」こと（第17条）を述べ

ている。この「均権」とは、中央集権と地方分権の中間の権利関係を指す。ただ第18条で「県は自治の単位であり、省は中央と県の間にとって連絡の役割を果たす」とも言っている<sup>80)</sup>。ここから、省は自治の単位ではなく、「省長を選挙する」のも憲政開始時期に限定されると理解できる。その意味で、孫科の説明は孫文の地方自治論を正確に伝えていると言えよう。

蒋介石は国民参政会における演説で、修正草案に対し、政府の職権を厳しく制限する憲法は孫文の遺教に反し、また中国の国情に合わないとは批判した<sup>81)</sup>。

## (2)憲政実施協進会の五五憲草検討

1943年9月、イタリアの降伏などの戦局の好転を受けて、国民党は戦争終結後1年以内に国民大会を開催して憲法を制定すると宣言した。その後まもなく開かれた国民参政会第3届第2次会議において、蒋介石は憲政実施を準備する組織を作ることを参政員に提案し、賛成を得た。

同年11月に国防最高委員会のもとに、国民党幹部、参政員らが参加する「憲政実施協進会」が組織され、その任務の一環として五五憲草を検討することになった。憲政実施協進会は45年2月に32項目の「五五憲草を検討しての意見」をまとめた。

同「意見」は、いくつかの点で1940年の憲政期成会の修正案を支持したが、他方で「国民大会議政会」を不要とするなど、いくつかの点で憲政期成会の修正案を批判し、五五憲草を維持すべきだと主張した。その中で地方制度に関して注目すべき点は、「建国大綱が定める『均権制度』と『省長民選』の両原則は明示すべきである」<sup>82)</sup>と述べて、五五憲草が「省長民選」を定めていないのを批判したことである。

五五憲草は省長民選を認めず、1940年の憲政期成会の修正案もそれを問題視しなかった。それなのに会員53名の中に国民党の高官が10名あまり入った憲政実施協進会が「省長民選」を認めたのはなぜであろうか。

1つの理由は、他党派の五五憲草に対する修正要求にいくらか譲歩する

必要があったことである。それが省長民選になった主な理由は、省区縮小運動の進行ではないだろうか。蒋介石らは当時省級の行政区を分割して縮小する計画を進めており、42年10月の国民参政会第3届第2次会議は、省区の縮小案を採択し、政府に対して実施を求めた<sup>83)</sup>。省が分割されて小さくなれば、省長民選が大きな問題にならないと考えた可能性がある。

## 5 政治協商会議と五五憲草修正案の起草

### (1)政治協商会議の「憲草修改原則」

1945年8月に日中戦争が終結した。国民党は国内の統一を平和的に実現し、訓政を終わらせて憲政を実現するために、共産党を始めとする諸勢力とその方法を協議しなければならなかった。翌46年初め、国民党、共産党および中国民主同盟などの中間党派は、「政治の民主化と軍隊の国家化」を課題として臨時首都の重慶で「政治協商会議」を開いた。

1月10日から31日まで開かれた政治協商会議では、政治の民主化に関して、国民政府に共産党や中間党派の代表を受け入れて改組を行い、その連合政府が同年5月に国民大会を開催し、憲法を制定するという手順が合意された。

憲法に関しては、11名の「憲法草案組」が「憲法草案」案をまとめ、政治協商会議の承認を得た。「憲法草案」案は、五五憲草を修正するための12項目の「憲草修改原則」と、それに依拠して修正を行う「憲草審議委員会」を組織することを定めていた。「憲草修改原則」の多くは会議途中から憲法草案組に参加した張君勱の意見であったという<sup>84)</sup>。

憲草修改原則の特徴は、第1に、国民大会をなくして総統を国民が直接選挙するようにし、その投票を国民大会と呼ぶことにしたことである。これは立法院があれば、国民大会というもう1つの議会的機関は不要だという考えに基づいていた。ただ、孫文は国民大会を議会的機関として構想しており、また国民大会代表の選挙がすでに日中戦争前から行われていたか

ら、これを全国民の投票に変えることには国民党の強い抵抗が予想された。

第2の特徴は、立法院を普通の民主共和国の議会に変え、行政院が立法院に責任を負う責任内閣制を築こうとしたことである。責任内閣制が採用されれば、総統の権力は小さいものになる。

また第3の特徴は、地方制度において省を「地方自治の最高単位」とし、省長民選と省憲法の制定権を認めたことである。これは張君勱が1922年の国会議憲法草案において示した地方制度とほぼ同じであり、張が以前からの主張を書き入れたと言えよう。

省長民選と省憲法制度は、共産党や中国青年党の主張でもあった。共産党は政治協商会議に提出した「和平建国綱領草案」の中で、省が「省憲法を制定できる」ことと、民主連合の臨時省政府の樹立後「1年以内に民選の省政府を立てる」ことを掲げていた<sup>85)</sup>。憲法草案組の共産党代表呉玉章も、「省長民選を行う」ことと、省が「自身で省憲法を制定する」ことを主張した<sup>86)</sup>。共産党は各地の根拠地の支配権を合法的に獲得するために省自治の実現に積極的であった。青年党も、「省の自治体としての地位を確立する」ことを求めた<sup>87)</sup>。

政治協商会議秘書長の雷震も省自治を重視した。雷震によれば、県には「貧しい県」と「豊かな県」があり、「貧しい県」では実際には自治は行えないので、省が経費などの管理を行う必要があると考えた<sup>88)</sup>。

政治協商会議で国民党の代表を務め、また憲法草案組に参加していた孫科も省自治を支持した。孫は、「憲法草案の起草時（1936年）は、中央は中央集権を重視して、地方の権限を徐々に集中させており、憲法草案には省がどういう権限を持つかが規定されなかった」と振り返った上で、「今後の和平建国では我々は改正すべきだと思っている。国父の遺教もはっきりと省長民選を規定している」と述べた<sup>89)</sup>。孫科は憲法制定後の新政府で行政院長になることを期待したために、責任内閣制の採用を含む「憲草修改原則」を認めたと言われている<sup>90)</sup>。

蔣介石は、「憲法草案」案を審議終了まで読んでおらず<sup>91)</sup>、1月31日の



午前になって読み、「私は孫科が五五憲草制定の責任者であったので、彼が憲法草案組に入れば必ず五五憲草のためにがんばるものと思っていた。しかし協議の結果はわが党の綱領、総理の主張、五五憲草を根本から覆すものとなった。これは泣くに泣けず笑うに笑えない」と驚いたという<sup>92)</sup>。

同日夜に政治協商会議の閉幕の会議があった。「憲法草案」案などの決議案が全会一致で採択された後、蔣介石は「憲法草案」案に国民大会が五五憲草の修正案を「受け入れる」とあることについて、これは「国民大会の権限に影響を及ぼすものではない」と発言し<sup>93)</sup>、「憲草修改原則」に賛成していないことを明らかにした。

## (2)憲草審議委員会の発足と「憲草修改原則」の修正問題

政治協商会議の決議に従って、1946年2月初め、各党代表と専門家からなる35名の「憲草審議委員会」が組織された。委員は、国民党が孫科、王寵惠、王世杰、邵力子ら、共産党が周恩来、董必武ら、青年党が曾琦、陳啓天ら、民主同盟が張君勱、羅隆基らで、このほかに党派外の王雲五、呉経熊らがいた。

憲草審議委員会はさらに五五憲草修正案の起草を担当する「憲法起草小組」として、孫科、王寵惠、張君勱、王雲五、陳啓天、周恩来、呉経熊の7名を選任した。

2月4日、雷震は張君勱に五五憲草修正案の起草を依頼した。張は3日ほどで修正案を書き上げて雷震に提出し、雷震はこれを印刷して憲草審議委員会にかけた<sup>94)</sup>。

一方蔣介石は2月10日、立法院長孫科、司法院長居正、監察院長于右任、国民党中央執行委員会秘書長呉鉄城、国防最高委員会秘書長王寵惠、同副秘書長陳布雷を呼び、憲法草案問題に対する意見をいくつか伝えた。蔣はその中で憲草修改原則の3つの「よくない点」を取り上げ、①国民大会を議会形式ではなく全国民の直接投票に変えたことは国家の基礎を不安定にする、②責任内閣制を中心とする「中央の政治制度」は「若干の学者の空

想の理論を寄せ集めて作ったもので、政府を「無能の政府にする」、また③省憲法は建国大綱に記述がなく、省長民選は「散漫、割拠の局面」を防ぐために「省区の縮小と同時に」行われなければならないと、それぞれ批判した上で、孫科らに憲草審議委員会での修正交渉を求めた<sup>95)</sup>。2月14日に憲草審議委員会が開かれ、国民党委員は蔣が指摘した3点の修正を求めたが、共産党の委員や張君勱らから拒絶された<sup>96)</sup>。

3月4日、蔣は開催中の国民党6届二中全会で訓辞を述べ、憲草修改原則を修正する意向を表明した<sup>97)</sup>。3月8日、国民党の憲草審議委員王寵惠は今度は、憲草審議委員会の「協商小組」(各党派代表と専門家の協議機関)の会議で、①国民大会を機関として設置すること、②責任内閣制を總統制に戻すこと、③省の省憲法制定権を削除することの3点の要求を出したが、やはり周恩来らから拒絶された<sup>98)</sup>。

3月14-15日、政治協商會議に参加した4党派と無党派の代表計10名によって構成される「綜合小組」と憲草審議委員会の「協商小組」の連席會議が開かれた。15日の會議で国民党の孫科と邵力子が憲草修改原則の問題が政治協商會議の協議事項の全体に影響を及ぼしかねないことを説明すると、共産党代表の周恩来は、彼らの要求に対して譲歩をし、①国民大会を実際の機関に戻し、②立法院の行政院に対する不信任議決権と行政院の總統に対する立法院解散請求権の規定を削除し、③省の省憲法制定権を省自治法制定権に改めることを承諾した<sup>99)</sup>。張君勱も周の説得でこれに同意したという<sup>100)</sup>。

これとは別に国民党の中央委員たちは、憲草修改原則を大きく修正することを求めた。3月16日、国民党6届二中全会は「政治協商會議の報告に関する決議案」を採択した。同決議は、(a)五五憲草の修正意見は「すべて建国大綱と五権憲法(總統が立法・司法・行政など5権を統括する孫文首唱の制度—引用者)の基本原則に基づいて立案され、国民大会に提出して討論を経て決定されるべきである」、(b)制憲で依拠すべき5原則：①建国大綱に依拠する、②国民大会は有形の組織とする、③立法院は行政院に対

して同意権と不信任権を持つべきでなく、行政院も立法院解散を求める権利を持つべきではない、④監察院は（人事）同意権を持つべきではない、⑤省は省憲法を制定する必要はない、と主張した<sup>101)</sup>。

これを聞いた延安の共産党指導部は18日、政治協商会議の「憲法原則決議」の「いかなる修正にも反対する」と声明した<sup>102)</sup>。共産党指導部はまた同日、重慶の周恩来ら共産党代表団にも電報を打ち、「我々は15日に決まった憲法草案修正原則3点はやはり不適当だと感じる。なぜならそれらは議会制、内閣制、省の地位を動揺させたからだ」と述べて、「急いでもとに戻さなければならぬ」と指示した<sup>103)</sup>。周恩来の譲歩が取り消されるのを恐れたからであろうか、綜合小組の国民党代表は20日に他党派に対し、憲草修改原則の修正は15日の3点のみでよいと伝えた<sup>104)</sup>。

周恩来は3月20日の憲草審議会で3点の譲歩内容を明確にし<sup>105)</sup>、21日に延安に戻って、譲歩が限定的であることを毛沢東らに説明したという<sup>106)</sup>。周恩来は22日、重慶に残っていた董必武らに電報を打ち、立法院と監察院を合体して国民大会とするよう、また解放区の地位を確保するために省自治法を省憲法に戻すよう努めるべきだとの党中央の決定を伝え<sup>107)</sup>。ただこれは実現しなかった。

それでも共産党は、翌4月に陝甘寧辺区の参議会を通じて「陝甘寧辺区憲法原則」26項目を制定し<sup>108)</sup>、国民大会の開催が近づいていた同年10月には「中華民国陝甘寧辺区自治憲法草案（修正稿）」全72条を制定した<sup>109)</sup>。共産党は支配地域の独立性を確保するためには省憲法が必要だと考えていたのであろう。

### (3)張君勱の五五憲草修正草案の審議

張君勱は「憲草修改原則」の修正が決まると、1946年2月に作成した修正案を手直しし、「五五憲草修正草案」全137条を起草した<sup>110)</sup>。

同修正草案は周恩来の譲歩案に沿って、第1に、国民大会を原則1県1名の代表によって構成される実際の機関とした（第33条）。第2に、立法

院の行政院に対する不信任議決権と行政院の総統に対する立法院解散請求権を取り消したが、「立法院が行政院の重要政策に不賛成の時、決議をして変更を求めることができる。行政院は立法院の決議に対して覆議（再審議）を求めることができる。覆議時に出席立法委員の3分の2が原決議を維持した場合には、行政院長はその議決を受け入れるか辞職しなければならない」（第54条）として、内閣制を実質的に維持した。第3に、省の省憲法制定権を省自治法制定権に改めた（第105条）。

同修正草案の大部分は3月末までに憲草審議委員会での検討を終えた<sup>111)</sup>。しかし国民党はとくに上述の第2の問題について、内閣制を総統制に変えることを要求した。他方、共産党は国民党の政治的功績となる国民大会の開催を望まず<sup>112)</sup>、憲法草案制定に積極的ではなかった。修正草案の審議は、4月に14章152条の「五五憲草修正案草案」が作られるところまで進んだ<sup>113)</sup>。

4月24日に国民大会の開催延期が決まった。同日、政治協商会議の綜合小組會議が開かれ、国民党は修正草案に反対し、共産党は修正草案への態度保留を表明して、修正草案の審議は停止された<sup>114)</sup>。

## 6 中華民國憲法（1946年憲法）の制定

### (1) 五五憲草修正案起草の再開と修正草案訂正稿

1946年6月に国共内戦が始まった。翌7月初め、国民政府は11月12日（孫文の誕生日）に国民大会を開催して憲法を制定すると発表した。政府を改組せずに国民大会を開くことは政治協商会議の合意に背くものであったので、共産党や民主同盟は国民大会への不参加を声明した。

10月14日、蔣介石は、政治協商会議の国民党代表孫科、呉鉄城、邵力子、王世杰らと同會議秘書長の雷震を呼び、国民大会開催のために憲草審議委員会の協議を再開するよう指示した<sup>115)</sup>。蔣介石は国民党以外の党派が参加するものでなければ国民大会での憲法制定は正統性を持ち得ないと考え

た。そして諸党派の参加を促すためには憲法草案が諸党派が賛成するものでなければならないと考えた。そこで蔣は11月2日、憲草審議委員会委員王寵恵と雷震に「政協憲草」すなわち4月の「五五憲草修正案草案」の整理を指示した<sup>116)</sup>。この整理は王寵恵、雷震、呉経熊が担当し、11月8日までに作業を終えた<sup>117)</sup>。整理、訂正された草案は11月13日以降に「五五憲草修正案草案訂正稿」あるいは「五五憲草修正案草案訂正稿」として新聞に発表された<sup>118)</sup>。

この間の11月8日、蔣介石は国民大会に関する声明を発表し、「国民大会に憲草審議委員会の未完成の修正草案を提出する」と、またその次の国民大会で「憲法修正を提案することができる」と述べた<sup>119)</sup>。

11月11日、共産党は国民党主催の国民大会への参加拒否を声明した。翌12日、民主同盟は政治協商会議の決議が守られなければ国民大会には参加しないと決議した。これを聞いた蔣は、11月14日、雷震に対し、「政協憲草」通りの憲法を制定するので民主社会党の指導者である張君勱を国民大会に参加させるようにと指示したという<sup>120)</sup>。蔣は「政協憲草」に不満であったが、国民大会を予定通り開くことが共産党に「政治上最大の失敗」を負わせることになる<sup>121)</sup>と考えていた。

## (2)政治協商会議憲法草案（政協憲草）

11月9日、国民政府主席蔣介石は立法院に対し、「五五憲草修正案」すなわち「五五憲草修正案訂正稿」を審査するよう指示した。立法院長の孫科は11日に立法院の会議を開いたが、五五憲草の制定に携わった古い委員から「現在の修正案草案は名目は三民主義だが五権憲法を捨て去っている」との発言が出るなどした<sup>122)</sup>。13日にも古い委員から、「政治協商会議と綜合小組の意見を受け入れてよいのか」といった批判が出された<sup>123)</sup>。また党の組織である中央常務委員会か国防最高委員会からの提案以外は合法ではないという意見も出された<sup>124)</sup>。こうして16日にいたり、中央常務委員会が審査を終えるまで審査しないことが決まった<sup>125)</sup>。

このため、共産党などの委員が参加しない憲草審議委員会を再開して「五五憲草修正草案訂正稿」を再審議することになった。同委員会は11月18-19日に孫科の自宅で開かれ、張君勱も審議に参加した。ほとんど変更はなかったが、地方制度に各省の省自治法の基準となる「省県自治通則」を定めることが加えられた<sup>126)</sup>。こうして「中華民國憲法草案修正案」(政協憲草, 14章151条)が完成した<sup>127)</sup>。

11月20日、「中華民國憲法草案修正案」は中央常務委員会を通過した<sup>128)</sup>。同21日朝、国民政府から立法院に、中央常務委員会が「原則的採択」をしたので、立法院も速やかに同様に処理するようとの命令が届いた。「中華民國憲法草案修正案」151条は同22日、立法院の法制、外交、財政、経済、軍事の5委員会の連席審査会議と全体会議の両会議を通過した。中央常務委員会も立法院も、時間が切迫しており、国民大会で修正が可能だということで、いずれも修正せずに承認した<sup>129)</sup>。

### (3)国民大会と1946年憲法の制定

民主社会党は一部党員が国民大会への参加に反対して脱退したが、残った張君勱らは同党の国民大会への参加を決めた。その際張君勱は、蔣介石に手紙を書き、民主主義実行の決意を国民に示すために、「各党は政治協商会議の憲草審議委員会が修正した憲法草案を責任を持って国民大会で通す必要がある」と述べた<sup>130)</sup>。ただ張自身は国民大会に参加しなかった。民主社会党のほかにも中国青年党も国民大会に参加した。

11月28日、国民政府主席蔣介石は立法院通過の「中華民國憲法草案修正案」を「中華民國憲法草案」として、すでに15日から始まっていた国民大会に提出した。同日、孫科は国民大会で憲法草案の内容、要点を説明し、第11章「省県制度」について、「本草案の規定は、五五憲草よりもさらに明確で、進歩した表現と言える」と述べた<sup>131)</sup>。

蔣介石が国民党の代表たちに「大局を考慮しなければならず、もとの憲法草案をあまり変更してはいけない」と指示を出した<sup>132)</sup> ことにより、国

民大会では条文は増えたが、大幅な修正はなされなかった。こうして46年12月25日に、おおよそ内閣制を採り、省自治を認めた「中華民国憲法」（1946年憲法、14章175条）が制定された。同憲法は47年1月1日に公布され、同年12月25日に施行された。48年に再度国民大会が開かれ、蔣介石を総統に選出した。

国民党政権は1949年に共産党との内戦に敗れて台湾に移転した。これにより46年憲法は台湾でのみ施行されることになった。国共内戦の過程で48年4月、憲法に「動員戡乱時期臨時條款」が追加された。この条項の追加は、総統に緊急処分や立法院の承認なしに戒厳を実施する権限を与える事実上の憲法修正であった。台湾では49年5月に戒厳令が敷かれ、住民の諸権利が制限された。

それでも1950年以降、県議会、臨時省議会などが設けられ、政府の制限を受けながらも地方自治が始まった。その法的基礎となったのは46年憲法の地方制度条項であった。

## おわりに

1946年憲法は省自治を認めたが、内戦中であり、また「省県自治通則」が制定されなかったために、憲法施行後すぐの実施は困難であった。その後国民党政府が内戦に敗れたことにより、省自治は大陸では実現不可能となった。しかし国民が主権者として省レベルの地方政治に参加することが憲法で認められたことは、中華民国の憲政の1つの成果であった。

省自治を認める憲法の制定は、それまでの省自治の実現を願う人びとの努力の結果であったが、国民党が1946年に政治的孤立を避けるために憲法のいくつかの重要な条項について譲歩をしなければならなかったことも1つの要因であった。

\*小論は、2015年2月28日～3月1日に公益財団法人東洋文庫で開催された「アジア域内研究ネットワーク第3回国際シンポジウム」

において行った口頭報告The Constitutional Government and the Local Administration System of Republican Chinaの主旨を引き継いで文章化したものである。

## 注

- 1) 近年の日本の研究に、①中村元哉『戦後中国の憲政実施と言論の自由1945-49』、東京大学出版会、2004年、②同「中華民国憲法制定史にみる自由・人権とナショナリズム—張知本の憲法論を中心に」『近きに在りて』第53号、2008年5月、③同「国民党『党治』下の憲法制定活動—張知本と呉経熊の自由・権利論—」、中央大学人文科学研究所編『中華民国の模索と苦境1928~1949』、中央大学出版部、2010年、④同「近代中国憲政史における自由とナショナリズム—張知本の憲法論と中華民国憲法の制定過程」、石塚迅・中村元哉・山本真編著『憲政と近代中国—国家、社会、個人』、現代人文社、2010年、⑤同「世界の憲政潮流と中華民国憲法—張知本の憲法論を中心に」、村田雄二郎編『リベラリズムの中国』有志舎、2011年、⑥同「中華民国憲法制定史—仁政から憲政への転換の試み—」『中国—社会と文化』第30号、2015年7月などがある。
- 2) 近年の日本の研究に、金子肇「戦後の憲政実施と立法院改革」、姫田光義編著『戦後中国国民政府史の研究』、中央大学出版部、2001年、同「国民党による憲法施行体制の統治形態」、久保亨編著『1949年前後の中国』汲古書院、2006年、同「知識人と政治体制の民主的変革—『憲政』への移行をめぐる—」、村田雄二郎編前掲『リベラリズムの中国』などがある。
- 3) 中央地方関係という角度から地方制度あるいは地方政治を扱った次の研究がある。①金子肇「一九二〇年代前半、北京政府の『地方自治』政策と省自治風潮」、横山英・曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』、溪水社、1992年。②同『近代中国の中央と地方—民国前期の政治統合と行財政』汲古書院、2008年、は中央地方関係という視点から中華民国前期の地方制度と政策を論じている。③曾田三郎「政治的ナショナリズムと地方行政制度の革新」、西村成雄編『現代中国の構造変動』第3巻、東京大学出版会、2000年、は憲法、憲法草案類を使って清末から1930年代中頃までの省を中心とする地方制度と政策の変遷を論じている。④同「中華民国成立後の憲法案起草と地方制度改革構想」『広島東洋史学報』第12号、2007年、は憲法草案を含む1912-14年の地方制度をめぐる政界の議論を検討している。⑤田中比呂志『近代中国の政治統合と地域社会—立憲・地方自治・地域エリート』、研文出版、2010年、は清末から民国初年にかけての時期の地方政治と地域の指導者の活動を取り上げている。
- 4) 曾田三郎前掲『中華民国成立後の憲法案起草と地方制度改革構想』、4-6頁。
- 5) 「中華民国憲法史前編」、呉宗慈編『中華民国憲法史』台聯國風出版社、1973年(原



- 著1924年), 58頁。
- 6) 曾田三郎前掲「政治的ナショナリズムと地方行政制度の革新」は、1909年から1913年にかけて、清朝と民国袁世凱政権に省の軍政・民政長官などの権限を縮小する試みがあったことを明らかにしている。
  - 7) 拙稿「民国憲政の二つの潮流」、久保亨・嵯峨隆編著『中華民国の憲政と独裁1912-1949』、慶應義塾大学出版会、2011年、に12件の一覧と出所を示した。
  - 8) 李超擬草「華僑擬憲法草案」『憲法新聞』第22期、1913年10月、張玉法主編『清末民初期刊彙編憲法新聞』(11)、経世書局、1985年影印版、233頁。
  - 9) 王寵惠「中華民国憲法草案」1913年3月、繆全吉編著『中国制憲史資料彙編一憲法編』、国史館、1991年(以下『制憲史資料彙編』と略す)、188頁。
  - 10) こうした問題について、拙稿「護国戦争後の地方自治回復—江蘇省を中心に」、『人文研紀要』第2号、中央大学人文科学研究所、1983年、で論じたことがある。
  - 11) 1916-17年の制憲と17年の国会解散については、拙稿「中国の第一次世界大戦参加問題と国会解散」『軍事史学』第50巻第3・4合併号、2015年3月、で論じた。
  - 12) 「各政団協商之議決案」『申報』1916年12月22日。
  - 13) 「地方制協商之結果」『申報』1917年1月11日。
  - 14) 「審議會通過省制案」『申報』1917年1月14日。
  - 15) 「專電」『申報』1917年4月27日。
  - 16) 「湯濟武先生在憲法研究會上之演說」『晨鐘報』1917年5月4日。
  - 17) 「本日憲法會議不成會之預聞」『晨鐘報』1917年5月18日、「專電」『申報』1917年6月3日、「政潮中之衆院辭職聲」『申報』同4日。
  - 18) 「湯漪丁私言等覆吳佩孚電」『申報』1922年8月15日。
  - 19) 「中華民国憲法草案」1919年8月12日、『制憲史資料彙編』、214-224頁。
  - 20) 「三紀憲法中之省長問題」『申報』1920年1月17日、「四紀憲法中之省長問題」同1月18日、「五紀憲法中之省長問題」同1月19日。
  - 21) 谷麗娟・袁香甫『中華民國国会史』(下)、中華書局、2012年(以下『中華民國国会史』(下)のように略す)、1295頁。
  - 22) 謝振民編著／張知本校訂『中華民國立法史』(上冊)、中国政法大学出版社、2000年(原著:1948年)(以下『中華民國立法史』(上)のように略す)、320頁。
  - 23) 『中華民國国会史』(下)、1296頁。
  - 24) 「盧梭学案」『梁啓超全集』第1冊、北京出版社、1999年、509頁。
  - 25) 「与巴黎『巴黎日報』記者的談話」、広東省社会科学院歴史研究室ほか編『孫中山全集』第1巻、中華書局、1981年(以下『孫中山全集』第1巻のように略す)、562頁。
  - 26) 「護国軍政府討袁檄文」1916年1月1日、李希泌等編『護国運動資料選編』上冊、中華書局、1984年、143頁。
  - 27) 「熊鳳凰之聯邦論」『晨鐘報』1918年1月29日。
  - 28) 「吳佩孚提唱国民大会」『晨報』1920年6月22日。国民大会運動については、

拙稿「南北対立と連省自治運動」, 中央大学人文科学研究部編『五・四運動史像の再検討』, 中央大学出版部, 1986年, で論じた。

- 29) 「呉佩孚対戦後之主張」『民国日報』1920年8月5日。
  - 30) 「湖南国民大会電」『民国日報』1920年7月28日, 「十団体対時局之主張」『民国日報』同前。
  - 31) 「譚延闓治湘宣言」『民国日報』1920年8月9日。
  - 32) 「湖南省憲法」1922年1月1日公布, 夏新華・胡旭晟ほか整理『近代中国憲政歷程: 史料薈萃』中国政法大学出版社, 2004年12月(以下『近代中国憲政歷程』と略す), 657-670頁。
  - 33) 「浙江省憲法」1921年9月9日, 『近代中国憲政歷程』, 685-697頁, 「浙江省憲法紅色草案」(11名の行政委員会制), 「浙江省憲法黄色草案」(省議院に責任を負う省政府長制), 「浙江省憲法白色草案」(省政府長を兼ねる省長制), 『制憲史資料彙編』, 717-780頁。
  - 34) 「広東省憲法草案」1921年12月19日, 『近代中国憲政歷程』, 711-721頁。
  - 35) 『中華民国立法史』(上), 318頁, および「四川省憲法草案」(159条), 王建学主編『近代中国地方自治法重述』, 法律出版社, 2011年9月, 440-450頁。
  - 36) 前掲拙稿「南北対立と連省自治運動」, 381頁。
  - 37) 湖南省の省自治運動を論じたものに, 笹川裕史「湖南省における省自治運動と省憲法構想」『広島大学東洋史研究室報告』第5号, 1983年, 同「1920年代前半の湖南省政民主化運動—省憲法構想をめぐって」, 横山英編『中国の近代化と地方政治』勁草書房, 1985年, などがある。浙江省の省自治運動を論じたものに, R. Keith Schoppa, “Local Self-Government in Zhejiang, 1909-1927,” *Modern China*, Vol. 2 No. 4, October 1976, 同“Province and Nation: the Chekiang Provincial Autonomy Movement, 1917-1927,” *Journal of Asian Studies*, 36, August 1977, などがある。
- 連省自治運動, 連邦化運動を論じたものは多い。最近の研究に, 劉迪『近代中国における連邦主義思想』成文堂, 2009年, 張継才『中国近代的聯邦主義研究』中国社会科学出版社, 2012年, などがある。筆者も, 前掲拙稿「南北対立と連省自治運動」で論じたことがある。
- 38) 湯志鈞編『章太炎年譜長編(増訂本)』下冊, 中華書局, 2013年, 347頁。張継の呼称提案は, 徐矛『中華民国政治制度史』, 上海人民出版社, 1992年, 438頁に紹介されている。
  - 39) 「昨晚報界歡迎名人大演講」〈本省新聞〉, 『大公報』(長沙)1920年11月2日。
  - 40) 「聯省自治虛置政府議」, 湯志鈞編『章太炎政論選集』下冊, 中華書局, 1977年, 752頁。原載: 『益世報』(北京)1920年11月9日。
  - 41) 同前書, 752-753頁。
  - 42) 「章太炎与各省区自治聯合會電」〈本埠新聞〉『申報』1921年1月6日。
  - 43) 「中華民國八団体国是會議組織大綱」〈本埠新聞二〉『申報』1922年3月30日。
  - 44) 上海国是會議については, 金子肇「1920年代前半における各省『法团』勢力

- と北京政府」, 横山英前掲『中国の近代化と地方政治』所収, がある。
- 45) 「国是会議書記報告草憲経過」〈本埠新聞〉『申報』1922年9月10日。
  - 46) 「国是會議國憲意見之通電」〈本埠新聞〉『申報』1922年8月16日。
  - 47) 甲種の初稿は全109条で, 7月22日から8月16日まで6回にわたって『申報』〈本埠新聞〉欄で公表され, その一方で7月22日から国憲草議委員会での討論と修正が始まった(「国憲草議委員会開会紀略」〈本埠新聞〉『申報』1922年7月24日)。
  - 48) 「我与憲法(代序)」, 張君勸『憲政之道』, 清華大学出版社, 2006年, 6頁。国憲草議委員会は7月26日に委員会制の草案を追加作成することを決めた(「国是會議討論國憲之順利」〈本埠新聞〉『申報』1922年7月28日)。
  - 49) 「中華民國憲法草案」1922年8月, 『制憲史資料彙編』, 237-269頁。
  - 50) 「国是會議國憲講演記」〈本埠新聞〉『申報』1922年9月11日。
  - 51) 「国是會議函送章太炎演說稿」〈本埠新聞〉『申報』1922年10月12日。
  - 52) 「国是會議函送章太炎演說稿(続)」〈本埠新聞二〉『申報』1922年10月14日。
  - 53) 前掲「国是會議國憲講演記」。
  - 54) 「聯省自治与軍閥割拠—答陳独秀」1922年9月, 季羨林主編『胡適全集』第2卷, 安徽教育出版社, 2003年, 481-482頁。
  - 55) 雷震著/薛化元主編『中華民國制憲史—政治協商會議憲法草案』, 稻郷出版社, 2010年(以下『中華民國制憲史—政協憲草』と略す), 313頁。
  - 56) 「実力派干渉憲法之蘊釀」『申報』1923年1月7日。
  - 57) 「呉佩孚請議員專意制憲」『申報』1922年8月7日, 「呉佩孚反对省憲之意見」, 同1923年2月25日。
  - 58) 善後会議については, 拙稿「民国国会と北京政変」, 中央大学人文科学研究所編『民国前期中国と東アジアの変動』, 中央大学出版部, 1999年, および金子肇前掲『近代中国の中央と地方』第8章を参照。
  - 59) 「中華民國憲法草案」1925年12月, 『制憲史資料彙編』, 289-312頁。
  - 60) 同「中華民國憲法草案」, 307頁。
  - 61) 「中華民國約法草案」(太原約草)1930年10月27日, 『制憲史資料彙編』, 903-929頁。
  - 62) 孫文「国民政府建国大綱」の第16条は以下の通り:「省内すべての県が完全自治に達したら, その省は憲政開始時期となる。その省は国民代表会を設置して省長を選挙し, 省内の自治の監督を行わせることができる。その省内の国家行政は省長が中央の指揮を受ける」(『孫中山全集』第9巻, 128頁)。
  - 63) 「中華民國訓政時期約法」1931年5月12日制定, 6月1日公布, 『制憲史資料彙編』, 359-366頁。
  - 64) 「立法院昨首次大会」『中央日報』1933年1月21日。36年までの憲法草案起草過程は, 曾田三郎前掲「政治的ナショナリズムと地方行政制度の革新」, 西村成雄『「党国体制」下の憲政移行プログラム—『五五憲法草案』と西安事件』, 西村成雄編著『20世紀中国政治史研究』, 放送大学教育振興会, 2011年, など

が論じている。

- 65) 陳茹玄『増訂中国憲法史』, 文海出版社, 1977年影印(初版1947年), 212頁。
- 66) 吳経熊「中華民国憲法草案初稿」, 『制憲史資料彙編』, 424-426頁。
- 67) 「張知本憲法草案初稿」, 『制憲史資料彙編』, 452-453頁。
- 68) 「中華民国憲法草案初稿草案」1933年11月16日, 『近代中国憲政歷程』, 915-928頁。
- 69) 「主稿人会議初步提出之憲法草案初稿」, 『制憲史資料彙編』, 474-475頁。
- 70) 『中華民国制憲史—政協憲草』, 335頁。
- 71) 「中華民国憲法草案初稿」1934年2月23日, 『近代中国憲政歷程』, 928-940頁。
- 72) 「中華民国憲法草案」『中央日報』1934年7月10日, また「中華民国憲法草案初稿審查修正案」1934年7月9日発表, 『近代中国憲政歷程』, 941-955頁。
- 73) 「中華民国憲法草案」『中央日報』1934年10月17-21日, また「中華民国憲法草案」1934年10月16日, 『近代中国憲政歷程』, 956-969頁。
- 74) 荆知仁『中国立憲史』, 聯経出版事業公司, 1984年(以下『中国立憲史』と略す), 418頁。
- 75) 「中華民国憲法草案(修正)」1935年10月25日, 『近代中国憲政歷程』, 970-980頁。
- 76) 「国民党中央之審查意見」, 『近代中国憲政歷程』, 980-982頁。
- 77) 「中華民国憲法草案」1935年5月5日公布, 37年4月22日修正, 『近代中国憲政歷程』, 547-563頁。
- 78) 「中華民国憲法草案(五五憲草)修正草案」1940年3月30日憲政期成会通过, 秦孝儀主編『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期』第4編(戦時建設)第2冊, 中国国民党中央委員会党史委員会, 1988年(以下『重要史料初編—対日抗戦時期』第4編第2冊のように略す), 1660-1676頁。
- 79) 孫科「關於憲草經過及其内容的説明」1940年4月5日, 『近代中国憲政歷程』, 997-998頁。
- 80) 『孫中山全集』第9卷, 128頁。
- 81) 「国民参政会議長蔣中正講詞:『対於憲草与実施憲政之意見』(一)」1940年4月5日, 『重要史料初編—対日抗戦時期』第4編第2冊, 1683頁。
- 82) 「国民参政会憲政實施協進会五五憲草研討意見」1945年2月19日, 『制憲史資料彙編』, 587頁。
- 83) 「嚴政委員立三等提:縮小省区調整戦区及明定中央各部与各省之権責案」, 『重要史料初編—対日抗戦時期』第4編第2冊, 1203頁。この議案の内容と省区縮小運動については, 拙著『中国国民党訓政下の政治改革』, 汲古書院, 2008年, の第5章「省区縮小運動」を参照。
- 84) 『中華民国制憲史—政協憲草』, 115頁。
- 85) 卓兆恒ほか編『政治協商會議資料』四川人民出版社, 1981年(以下『政治協商會議資料』と略す), 188-189頁。
- 86) 「吳玉章同志關於憲法原則問題的意見」, 『政治協商會議資料』, 245頁。
- 87) 「中国青年党代表曾琦關於憲法問題發表四項主張」, 『政治協商會議資料』, 255

- 頁。
- 88) 『中華民国制憲史—政協憲草』, 90頁。
  - 89) 「国民党代表孫科对五五憲草要点的説明」, 『政治協商會議資料』, 250頁。
  - 90) 梁漱溟「国共兩党和談中の孫科」, 中国文化書院學術委員會編『梁漱溟全集』第7卷, 山東人民出版社, 1993年(以下『梁漱溟全集』第7卷のように略す), 196頁。
  - 91) 「1946年2月10日」, 葉健青編『蔣中正總統檔案:事略稿本』64, 国史館, 2012年(以下『事略稿本』64のように略す), 582頁。
  - 92) 「1946年1月31日」, 『事略稿本』64, 479頁。
  - 93) 同前書, 482頁。
  - 94) 『中華民国制憲史—政協憲草』, 108-109頁。
  - 95) 「1946年2月10日」, 『事略稿本』64, 585-587頁。
  - 96) 鄭大華『張君勳伝』中華書局, 1997年(以下『張君勳伝』と略す), 414頁。
  - 97) 「1946年3月4日」, 『事略稿本』65, 30頁。
  - 98) 『張君勳伝』414-415頁。
  - 99) 梁漱溟「旧政協會參加始末談」, 『近代史資料』総116号, 中国社会科学出版社, 2007年9月, 130-131頁, 中共中央文獻研究室編『周恩来年譜(1898-1949)(修訂本)』, 中央文獻出版社, 1998年(以下『周恩来年譜(1898-1949)』と略す), 667頁。
  - 100) 梁漱溟「我參加国共和談的經過」, 『梁漱溟全集』第6卷, 904頁。
  - 101) 『政治協商會議資料』, 406-408頁。
  - 102) 「中国共产党中央委員会發言人就堅持政協決議一切決議發表談話」, 重慶市政協文史資料研究委員会・中共重慶市委党校編『政治協商會議紀実』上卷, 重慶出版社, 1989年, 645頁。
  - 103) 『周恩来年譜(1898-1949)』, 668頁。
  - 104) 『張君勳伝』, 417頁。
  - 105) 梁漱溟前掲「我參加国共和談的經過」, 904頁。
  - 106) 梁漱溟前掲「旧政協會參加始末談」, 131頁。
  - 107) 『周恩来年譜(1898-1949)』, 669頁。
  - 108) 「陝甘寧辺区憲法原則」1946年4月23日, 王培英編『中国憲法文獻通編(修訂版)』, 中国民主法制出版社, 2007年, 296-298頁。
  - 109) 「中華民國陝甘寧辺区自治憲法草案(修正稿)」1946年10月28日, 陝西省檔案館・陝西省社会科学院編『陝甘寧辺区政府文件選編』第11輯, 檔案出版社, 1991年, 249-258頁。
  - 110) 「張君勳所擬五五憲草修正草案」1946年3月, 『中華民国制憲史—政協憲草』, 387-400頁。同草案は13章と附則からなる。附則はのちの案で第14章に改められた。
  - 111) 雷震著／薛化元主編『中華民国制憲史—制憲国民大会』, 稻郷出版社, 2011年(以下『中華民国制憲史—国民大会』と略す), 33頁。

- 112) 『中華民国制憲史—国民大会』, 37頁。
- 113) 「政治協商會議対五五憲草修正案草案」, 秦孝儀主編『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期』第7編(戦後中国)第2冊, 中国国民党中央委員会党史委員会, 1981年(以下『重要史料初編—対日抗戦時期』第7編第2冊のように略す), 519-536頁。  
同草案は荆知仁前掲『中国立憲史』575-593頁にも掲載されている。1946年11月19日の案とされているが, 勘違いと思われる。  
張君勳らが発行していた雑誌『再生』第135期(1946年10月19日付)に「五五憲草修正案初稿」14章149条が掲載されている(12-16頁)。末尾に重慶の憲草審議委員会において審議途中のものという説明がついている。条文の配列と内容から, 同年4月の「五五憲草修正案草案」14章152条の少し前の段階のものと思われる。
- 114) 『張君勳伝』, 420頁。
- 115) 「1946年10月14日」, 『事略稿本』67, 302-303頁。
- 116) 『中華民国制憲史—国民大会』, 88頁。雷震は11月2日と回想しているが, 11月3日の可能性がある(「1946年11月3日」, 『事略稿本』67, 418-419頁)。
- 117) 「憲草研討竣事」『申報』1946年11月9日。前掲『重要史料初編—対日抗戦時期』第7編第2冊, 536頁によれば, この作業には孫科, 呉鉄城も加わった。
- 118) 「五五憲草修正案訂正稿」『中央日報』1946年11月13日, 「五五憲草修正案訂正稿」同11月14日, および「五五憲草修正案草案訂正稿」『申報』1946年11月15日。ただ『中央日報』記事は148条, 『申報』記事は150条で, 条文が若干異なる。
- 119) 「1946年11月8日」, 『事略稿本』67, 435-436頁。
- 120) 『中華民国制憲史—国民大会』, 104頁。
- 121) 「1946年11月13日」, 『事略稿本』67, 458頁。
- 122) 「立法院臨時會議討論議憲程序」『申報』1946年11月12日。
- 123) 「立法院五委員会聯席審查会上」『申報』1946年11月14日。
- 124) 「立法院開聯席会」『申報』1946年11月14日。
- 125) 「立法院憲草審查会」『申報』1946年11月17日。
- 126) 「憲草全部審議完竣交中常国防会討論」『申報』1946年11月20日。
- 127) 「中華民国憲法草案修正案」1946年11月19日, 『重要史料初編—対日抗戦時期』第7編第2冊, 537-554頁。
- 128) 「立法院改今日開会審議憲草修正案」『申報』1946年11月22日。
- 129) 「憲法草案修正案昨完成立法程序」『中央日報』1946年11月23日, 「中華民国憲法草案」, 同前, 「憲草完成立法程序呈送政府提交国大」『申報』1946年11月23日。
- 130) 「主席与張君勳函件發表, 民社党提国大名單」『申報』1946年11月24日。
- 131) 「中華民国憲法草案内容要点説明」, 『重要史料初編—対日抗戦時期』第7編第2冊, 711頁。
- 132) 「主席指示制憲原則顧念大局不可多加更動」『申報』1946年12月17日。